

受注者各位

(支出負担行為担当者)

技能労働者への適切な賃金水準の確保について（要請）

国土交通省及び農林水産省では、工事の積算に用いるための「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価」を平成30年2月16日に決定し、道においても、この労務単価を積算に用いる単価として国と同日付で決定しましたが、平成29年度当初と比べ約4.5%の上昇となりました。

これにより平成24年度と比較すると55.6%の上昇となったところです。

これまでの公共工事設計労務単価の引き上げは、建設投資の大幅な減少に伴うダンピング受注と下請へのしわ寄せ等により就労条件が大きく悪化し、技能労働者の減少が続いているという現状を踏まえ、こうした技能労働者の減少等に伴う労働需給のひっ迫傾向を適切に反映させるとともに、社会保険等への加入を徹底するため、必要な法定福利費相当額を適切に反映させ設定されたものです。

受注者の皆様におかれましては、こうした事情を踏まえ、技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等について、次のとおり対応を図られますよう、よろしく願いいたします。

また、工事の一部を下請負に付す場合には、下請負人に対しても趣旨の徹底を図るようお願いいたします。

技能労働者への適切な賃金水準の確保について（要請）

1 技能労働者への適切な水準の賃金の支払について

公共工事設計労務単価の上昇を技能労働者の処遇改善につなげるため、適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対して、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請するなどの特段の配慮をお願いいたします。

2 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価においても、引き続き、技能労働者本人負担分の法定福利費が含まれており、事業主が負担すべき法定福利費も、平成24年4月に土木工事等現場管理費率の改定を行い、予定価格に反映しております。

このため、下請契約に際しては、法定福利費相当額（事業主負担分及び労働者負担分）を含んだ適切な額での、下請契約の締結をお願いいたします。

また、下請企業が、労働者に対し、法定福利費相当額を適切に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等に加入させるよう指導の徹底をお願いいたします。